

税経通信

2008
8

Z3-498
63(9)(897)
2008.8

国立国会
20.07.10
図書館

第1特集 決算に備えて

1200800749147

自社資産を正確に評価する

— 評価損の会計・税務実務 —

- 棚卸資産の評価損 / 阿部 光成
- 新株予約権付株式 / 白土 英成
- 有価証券の範囲・区分 / 永橋 利志
- みなし有価証券 / 上西左大信
- 投資信託等の評価損益 / 橋上 徹
- 資産評価上の「不確定概念」 / 後 宏治
- 外貨建資産・取引 / 成田 智弘
- 減価償却資産の評価替え / 中村 彰宏
- 資産をめぐる決算対策上の留意点 / 徳永 信・江原 洋子

第2特集 ピックアップ / だれでもわかる

税務申告調整の基本の基本

- 貸倒れ・貸倒引当金の税務申告調整の基本 / 藤原 誉康
- 租税公課関係の税務申告調整の基本 / 日向 健一
- 期間損益項目の税務申告調整の基本 / 安積 健

巻頭言・巻頭論文・連載

- 税理士・弁護士の明るい未来と企業の成長への貢献 / 鳥飼 重和
- 棚卸資産の評価額(時価評価)をめぐる会計と税法との関係 / 品川 芳宣
- 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制制度(下) / 森井 英雄・平田 政和
- 判例 法人税法講座●寄附金課税(4) / 大淵 博義
- 複眼思考の会計学●会計士は、本当に足りないのか / 田中 弘

別冊
付録

平成20年度 改正税法適用期日一覧
税務法令通達月報
(地方税法・同施行令・同施行規則等の一部改正 他)



が取得原価を下回る場合には、評価差額（評価差損）を当期の損失として、処理する方法。

3 税務上の調整

税法上、その他有価証券の評価については、原価法によるため、会計基準に従った処理を行った場合には、税務調整が必要となる。

【参考文献等】

- ・ 日本税理士会連合会編 松本 晃著「有価証券取引（第6版）」（中央経済社、2007年12月）
- ・ 武田 隆二著「最新財務諸表論（第11版）」（中央経済社、2008年4月）
- ・ 日興コーディアル証券証券税制・相続業務推進室編「図解 証券投資の経理と税務（平成19年版）」（中央経済社、2007年12月）
- ・ 佐藤 孝一著「国税関係法令基本定義集」（大蔵財務協会、2008年6月）「平成20年版「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック」（清文社、2008年6月）

（注）

- (1) 財務諸表規則ガイドライン8の2-1①。
- (2) 所得税法2条1項17号、法人税法2条2項21号、及び所得税法施行令4条、法人税法施行令11条。
- (3) 法人税法61の3条、法人税法施行令119の12条、法人税基本通達2-3-26~2-3-28。
- (4) 金融商品に関する会計基準23項、会社計算規則106条3項。
- (5) 財務諸表規則15条4号、18条、32条1項、32条の2
- (6) 武田隆二「最新財務諸表論（第11版）」（786項、中央経済社）

- (7) 金融商品会計に関するQ&A68。
- (8) 金融商品に関する会計基準80項。
- (9) 金融商品会計に関する実務指針282項。
- (10) 金融商品会計に関する実務指針83項。
- (11) 金融商品会計に関する実務指針80項~89項、同実務指針設例8。
- (12) 平成12年度税制改正において当該規定が設けられている。

(7)

【執筆者紹介】

永 橋 利 志（ながはし さとし）
昭和36年9月 大阪府生まれ
昭和59年3月 関西学院大学商学部卒業
平成12年2月 税理士登録
平成13年7月 近畿税理士会調査研究部員
平成19年7月 近畿税理士会常務理事調査研究部長

【主要著書】

- ・ 「平成20年版「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック」共著（清文社、2008年6月）
- ・ 「平成19年版 STEP式法人税申告書と決算書の作成手順」共著（清文社、2007年7月）
- ・ 「親族間の土地持分の譲渡と相続税法7条」（『月刊 税務事例』Vol.40 No.3, 財経詳報社、2008年3月）

特集 03 I

決算に備えて 自社資産を正確に評価する

投資信託等の評価損益の 会計・税務実務

公認会計士 橋上 徹

はじめに

平成18年12月15日に新信託法の公布が行われ、平成19年9月30日施行された。大正11年に制定されて以来、およそ85年ぶりの全面改正が行われた。

新信託法では、従来のように金銭債権や不動産が信託の対象になるだけではなく、企業が事業そのものを信託したり、企業再編や資金調達に利用できるようになるなど、画期的な改正が含まれている。

後述するように、新信託法制定により会計及び税務についても整備が行われ、投資信託等についても整理が行われたところである。

本稿では、主として投資家（受益者）の立場より投資信託の会計・税務を見ていくこととしたい。

なお、本稿は筆者の所属するいかなる諸団体の見解とは一切関係がないことを申し添える。

1 投資信託の定義

「投資信託及び投資法人に関する法律」（投信法）2条3項において、「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいうとされている。

委託者指図型投資信託とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者⁽¹⁾の指図を含む）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」⁽²⁾という）に対する投資として運用することを目的とする信託であって、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう

（投信法2①）。

「委託者非指図型投資信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者による運用を含む）することを目的とする信託であって、この法律に基づき設定されるものをいう（投信法2②）。

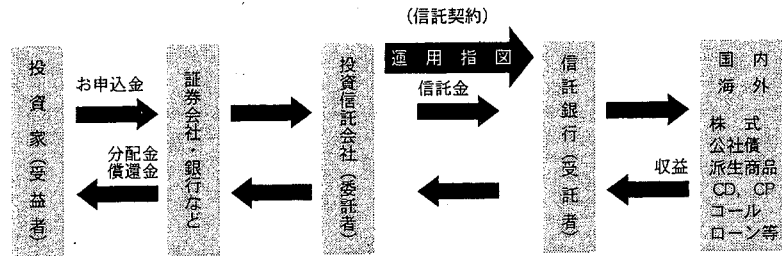
なお、「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品取引法2条3項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く）に対

する投資として運用することを目的とするものであつて、政令で定めるものをいう、とさ

れている（投信法2④）。

2 投資信託の仕組み

投資信託の基本的な仕組みについては下記参照のこと。



(出所：社団法人 投資信託協会 <http://www.toushin.or.jp/start/index.html>)

3 投資信託の分類

① 応募期間による分類

1 オープンファンド

買付け停止の措置がなされた時以外は、基本的にいつでも買付け自由。また、いつでも解約・売却も可能。追加型投資信託ともいう。基本的に、購入時に代金とは別に買付手数料を支払う必要がある。

2 クローズドファンド

買付け期間が定められており、その期間が過ぎれば追加買付けは一切できない。ファンドによっては解約・売却が一定期間制限されるものもある。単位型投資信託ともいう。買付手数料は購入代金に含まれているものがほとんどである。

② 運用期間による分類

1. 無期限ファンド

運用期間が定められていないもの。約款で定められた最低総資産を下回らない限り、半永久的に運用を継続する。

2 有限ファンド

「20××年3月31日まで」のように運用期間が定められているもの。期間満了とともに運用を終了し、預託者に対し償還が行われる。ただし、有限といっても必ず運用を終えるとは限らず、運用成績次第では運用期間、償還日の延長が行われることも多い。

③ 運用方法による分類

- ① アクティブファンド
- ② パッシブファンド

④ 投資対象による分類

- ① 公社債投資信託
 - ・ 長期公社債投信（狭義の公社債投信）
 - ・ 短期公社債投信
 - ・ 中期国債ファンド
 - ・ マネー・マネージメント・ファンド（MMF）
 - ・ マネー・リザーブ・ファンド（MRF）

② 株式投資信託

- ・ 国内株式型
- ・ 国際株式型
- ・ バランス型
- ・ 転換社債型
- ・ インデックス型
- ・ 業種別インデックス型
- ・ 派生商品型
- ・ 限定追加型

③ ファンド・オブ・ファンズ（別の投資信託によって運用する投資信託）

④ REIT（不動産投資信託）

⑤ 収益分配方式による分類

- ① 毎月分配型
- ② 年複数回分配型（2～6か月に1回）
- ③ 年1回分配型
- ④ 無分配型（分配を出さずに再投資を行うことを基本とするもの）

⑥ 投信法上の分類

- ① 投資信託
 - ・ 委託者指図型投資信託
 - ・ 委託者非指図型投資信託
- ② 外国投資信託
- ③ 投資法人
- ④ 外国投資法人

4 投資信託等の会計処理

新信託法が平成18年12月15日に公布され、自己信託など新しい類型の信託が認められた。これら新しい類型の信託に対する会計処理を示すとともに、これまでの信託の会計処理を整理し、公表されたのが実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成19年8月2日、企業会計基準委員会）である。

実務対応報告第23号はQ&A形式になっており、そのQ2は次のようになっている。

【Q2】

- ・ 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託における委託者及び受益者はどのように会計処理するか。

そのAは次のようになっている。

【A】

- ・ 「合同運用の金銭信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取扱われている投資信託については、有価証券としての会計処理を行い（この点については、金融商品会計実務指針第58項及び第62項を参照のこと）…。すなわち、金銭の信託

託ではなく有価証券として表示・開示することになる。

「（注3）投資信託は、委託者が単数である他益信託として設定されるが、当初から受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものであるため、本実務対応報告では、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託に含めている。」

【具体的な会計処理】

(1) 信託設定時の会計処理

投資信託の設定時に、当初受益者は、受益証券を有価証券であることを示す適切な科目に振り替える。

(2) 受益権の売却時及び期末時の会計処理

投資信託の受益者（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む）は、有価証券として会計処理を行うこととなる。

ただし、預金と同様の性格を有する投資信託は、取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計実務指針第64項）。

なお、預金と同様の性格を有する具体的な投資信託としては、例えば以下のものが挙げ

られている（「金融商品会計に関するQ&A」（最終改正平成19年11月6日、日本公認会計士協会））

- ・ MMF（マネー・マネジメント・ファンド）
- ・ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
- ・ 中期国債ファンド
- ・ 利金ファンド
- ・ FFF（フリー・フィナンシャル・ファンド）
- ・ 信託銀行が一般顧客に一律の条件で発行する貸付信託の受益証券

また、これらが取得原価をもって貸借対照表価額とすることができるのは次のような理由によるとされる。

- ・ 実質的に元本毀損のおそれがほとんどないものであること（元本割れが生じないことが保証されているか、又は事実上そのような運用が行われていること）
- ・ 短期間（おおむね3か月以内）に運用成果が分配等されること。
- ・ 過去の運用実績（元本に対する利回り）が預金の利率に比べて著しく高くないこと。

なお、投資信託は、それ自体が通常「会社に準ずる事業体」に該当し、子会社に該当することはないと考えられるが、例えば、受益証券を親会社・子会社のみで保有する場合は、連結財務諸表上、子会社に該当する余地もある。

5 投資信託等の税務処理

① 集団投資信託

1 税法上の定義

集団投資信託（法法229）とは、「合同運用信託」「委託者指図型証券投資信託」「国内公募投資信託」「特定受益者発行信託」を指す。法人課税信託となる投資信託を「特定投資信託」という（措法68の3の3①）。

2 税法上の課税の原則

集団投資信託においては、信託財産に帰せられる収益・費用は、その受益者の収益・費用とみなして法人税法及び所得税法の規定が適用されないこととなっている（法法12①但書、所法13①但書）。したがって、その収益の発生段階では事業年度の所得（法人の場合）又はその年分の所得（個人の場合）として課税されず、収益の分配時に受益者に課税されることになる（受益者分配時課税となる信託の課税関係）。

これらの信託は、次のような理由から、課税の繰延べを認め、信託収益（利益）の分配時に課税される。

- ・ 投資信託のような集団投資スキームの

場合は投資家としての性格が強く、信託財産と受益者個々の結びつきが希薄であり、また、受益者が多数に上るため、信託収益をその段階で受益者に帰属させて課税するのは実務上困難であること。

3 受益者分配時課税となる信託の課税関係

① 信託設定時

法人が受託者となる集団投資信託の信託財産に属する資産・負債及びこれらに帰せられる収益・費用は、法人受託者の所得の計算上、当該法人受託者には帰属しないとみなして法人税法の規定が適用される（法法12③）。

したがって、委託者が財産を法人受託者に信託した段階において、法人税法上信託財産は受託者に帰属せず、受託者において受贈益等の課税関係は発生しない。

② 信託段階

受益者分配時課税信託では、法人受託者には何ら課税関係は生じない（法法12③）。

また、受益者には、信託収益（利益）の発生時ではなく、分配時に課税される（法

法12①但書、所法13①但書）。

4 平成19年度税制改正

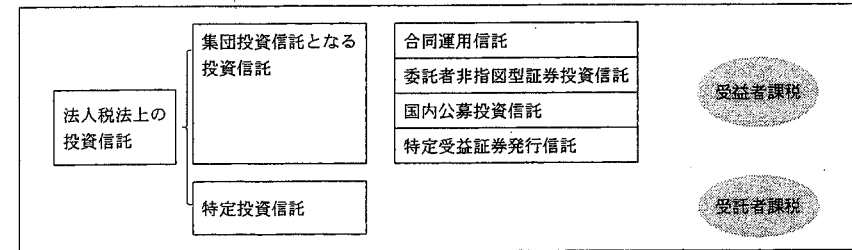
平成19年度税制改正における、集団投資信託等の受益者分配時課税となる信託に関する改正内容は以下のとおりであった。

- ① 集団投資信託、退職年金信託及び特定公益信託等の三つに区分された（法法12①但書、所法13①但書・③）。
- ② 集団投資スキームである集団投資信託に合同運用信託及び証券投資信託のほか、新たに「特定受益証券発行信託」制度が設けられた（法法229八）。これは、受託

者が適正に信託事務をなすうる受益証券発行信託として設けられた。

- ③ 集団投資信託である合同運用信託の範囲から、委託者が親族等で構成される場合で実質的に委託者が多数でない信託が除外された（法法14の2）。これは、合同運用信託の範囲の適正化措置が施されたものである。
- ④ 集団投資信託に併合、分割が行われた場合の、旧受益権の譲渡損益の繰延制度が設けられた（法法61の2⑤⑥、所令112②など）。

【法人税法上の投資信託と課税の原則】



② 合同運用信託

1 税法上の定義

信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投信法2条2項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託ならびに委託者が実質的に多数でない信託を除く）は、税法上「合同運用信託」として取り扱われる。

合同運用信託の範囲から除かれる「委託者が実質的に多数でない信託」とは政令（法令14の2）において、「信託の効力が生じた時において、信託の委託者（信託の委託者となる者と見込まれる者を含む）の全部が委託者の1人及び以下に掲げる一定の者であるという場合をいう。」とされている。但し、信託の委託者の全部が信託財産に属する資産のみを

信託する場合、すなわち全部が再信託の場合を除くこととされており、同一受託者の複数の信託を合同するような場合は合同運用信託の範囲から除かれないこととされている。

2 課税の原則

集団投資信託において述べたように、信託財産に属する資産・負債、信託財産に係る収益・費用は、受益者等に帰属するとみなす（受益者段階発生時課税）のが原則であるが、合同運用信託はこの原則の例外とされる（受益者段階受領時課税：法法12①但書、所法13①但書）。また、合同運用信託の信託財産に係る収益・費用は信託銀行の収益・費用に当たらない（法法12③）。

すなわち、合同運用信託の信託財産に収益が帰属する段階では、収益に対しては課税されない。

3 日本の法人投資家に対する課税

① 収益の分配

所得税15%、地方税5%の源泉徴収後、法人税の課税所得の計算上、益金算入される。支払った源泉税については、所得税額控除及び利子割の控除を適用することができる。受取配当等の益金不算入の規定の適用はない。

② 譲渡

譲渡に伴う損益は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

③ 証券投資信託

1 税法上の定義

契約型の投資信託で、投信法2条4項に規定する「証券投資信託」及びこれに類する同条22項に規定する「外国投資信託」は、税法上「証券投資信託」として取り扱われ、その受益証券は税法上も有価証券として取り扱われる。

投信法2条4項に規定する「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品取引法2条2項の規定により有価証券とみなされる権利を除く）に対する投資として運用することを目的とするものであって、政令で定めるもの（投資信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とする委託者指図型投資信託）をいうとされている。

税法上、証券投資信託の受益証券が国外で発行された場合は、国外発行の証券投資信託として取り扱われる。

その設定に係る受益権の募集が金融商品取引法2条3項に取得勧誘のうち第1号（当該受益権の国外における募集にあつては、当該取得勧誘に相当するもの）に掲げる場合に該当する等一定の要件を満たすものは公募の証券投資信託として取り扱われることになる。

証券投資信託は、運用対象により公社債投資信託と公社債投資信託以外の証券投資信託

とに区分される。所得税法上、公社債投資信託とは、証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投信法2条14項に規定する投資口を含む）又は出資に対する投資として運用しないものをいう（所法2⑥）。

法人税法上も所得税法とほぼ同様の規定がなされている（法法2）。公社債投資信託については公募か私募かによる税務上の取扱いの区分はない。

税法上、信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものについては、「特定株式投資信託」という。

ETFは税法上、特定株式投資信託として取り扱われる。

2 課税の原則

集団投資信託において述べたように、信託財産に属する資産・負債、信託財産に係る収益・費用は、受益者等に帰属するとみなす（受益者段階発生時課税）のが原則であるが、証券投資信託はこの原則の例外とされる（受益者段階受領時課税：法法12①但書、所法13①但書）。また、証券投資信託の信託財産に係る収益・費用は信託銀行の収益・費用に当たらない（法法12③）。

すなわち、証券投資信託の信託財産に収益が帰属する段階では、収益に対しては課税されない。

3 日本の法人投資家に対する課税

① 公社債投資信託

イ 期中収益分配

所得税15%、地方税5%の源泉徴収後、法人税の課税所得の計算上、益金算入される。支払った源泉税のうち元本所有期間対応部分につき所得税額控除及び利子割の控除を適用することができる。

受取配当等の益金不算入の規定は適用がない。

ロ 譲渡

譲渡にともなう損益は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

ハ 償還

償還により支払いを受ける金額のうち、受益証券に係る元本相当額と取得価額との差額は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

② 公募株式投資信託

イ 期中収益分配

日本の法人投資家が受け取るべき収益分配金については、上場株式に係る配当と同様、原則として、所得税15%の税率にて源泉徴収が行われるが、2009年3月31日までに支払いを受ける収益分配金については、源泉税は所得税7%に軽減されている。収益分配金は、法人の課税所得の計算上、原則として益金に算入される。

信託約款における外貨建資産の組み入れ割合及び株式以外の資産に運用する割合に応じて期中分配金の一定割合について、受取配当金等の益金不算入の規定の適用がある。

個別元本方式による追加型の証券投資信託に係る特別分配金の支払いについては、元本の払い戻しに相当する金銭の交付として、その交付の直前の帳簿価額からその特別分配金の額を控除した上で帳簿価額を再計算することとなる。

ロ 譲渡

譲渡に伴う損益は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

ハ 償還

償還により支払いを受ける金額から元本相当額を差し引いた残額は、期中収益分配金と同様の課税を受ける。

償還により支払いを受ける金額のうち、

受益証券に係る元本相当額と取得原価との差額がある場合法人税法上、益金及び損金に算入される。

③ 私募株式投資信託

イ 期中収益分配

所得税20%の税率にて源泉徴収が行われ、法人の課税所得の計算上、原則として益金に算入される。信託約款における外貨建資産の組み入れ割合及び株式以外の資産に運用する割合の区分に従い、期中収益分配金の一定割合について受取配当等の益金不算入の規定の適用がある。

源泉徴収された所得税は、元本所有期間対応部分については所得税額控除の適用がある。

ロ 譲渡

譲渡にともなう損益は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

ハ 償還

償還により支払いを受ける金額から元本相当額を差し引いた残額は、期中収益分配金と同様の課税を受ける。

償還により支払いを受ける金額のうち、受益証券に係る元本相当額と取得価額との差額は法人税法上、益金及び損金に算入される。

④ 特定株式投資信託（ETF）

イ 意義

「特定株式投資信託」とは、信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引法2条14項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいい、ETF等がこの範疇に入る。

外国の証券投資信託も一定の要件を満たすものについては特定株式投資信託に含められる。

なお、税法上、特定株式投資信託とし

て取り扱われる対象となる株式指数は、税法に定める一定種類（東証株価指数、日経株式指数300、Topix Core 30、東証電気機器株価指数、東証運送用機器株価指数、東証銀行業株価指数、Dow Jones Industrial Average 及び Nasdaq-100 Index）である。

□ 期中収益分配

特定株式投資信託の収益分配金は、上場株式の配当と同様に取り扱われる（以下、この項において同様）。

特定株式投資信託の収益分配金は、原則として所得税15%の税率にて源泉徴収が行われるが、2009年3月31日までに支払いを受ける収益分配金については源泉税は所得税7%に軽減されている。特定株式投資信託の収益の分配金は、原則として株式に係る配当と同様の割合で、受取配当等の益金不算入の規定の適用がある。

ただし、外国株価指数連動型特定株式投資信託については受取配当等の益金不算入の規定の適用はない。

源泉徴収された所得税は、元本所有期間対応部分について所得税額控除の適用がある。

ハ 譲 渡

譲渡に伴う損益は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

ニ 償 還

一般投資家は基本的に償還を受けることができず、市場における売買により、換金を図ることになる。

ホ 設定・交換

ETFについては、設定・交換は、主として証券会社や機関投資家等により行われる。

特定株式投資信託設定時において、特定株式投資信託の受益証券を取得するために拠出した現物株バスケットについて

は、設定時に売却したものについて取り扱われ、法人税法上、売却益が生じれば課税されることとなる。

また、交換が行われた場合においても、圧縮記帳による課税の繰延措置が廃止されたため、受益証券の信託財産に対する持分に相当する株式と交換する株式投資信託の受益証券については、交換時に売却されたものとして取り扱われ、法人税法上、売却益が生じれば課税される。

⑤ 公社債等投資運用信託

公社債等運用投資信託とは、税法上の概念であり、「証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等（公社債、手形、指名金銭債権その他の政令で定める資産をいう）に対して、運用するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

公社債等運用投資信託は、その運用対象が主として利子、償還差益を生ずるものに限定されている。

投資家は、公社債等運用投資信託は、公社債投資信託とほぼ同様の課税上の取扱いを受ける。

⑥ その他の証券投資信託

その他の証券投資信託とは、①～⑤以外の契約型の証券投資信託をいう。税務上の取扱いは私募株式投資信託とほぼ同様であるが、期中収益分配に係る受取配当等の益金不算入はその他の証券投資信託が特定信託に該当しない限り、適用がない。

また、国内公募に該当しない場合は、証券投資信託に法人課税がなされる。

合同運用信託は、「信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投信法2②）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（投信法2に規定する外国投資信託）を除く）をいう。」と定義されている。

したがって、委託者非指図型証券投資信託のうち、投信法上の投資信託に区分されるものは、合同運用信託に該当しないことになり、合同運用信託は税法上、投資信託として取り扱われない。

④ 国内公募投資信託

1 定 義

国内公募投資信託とは、その受託者（投信法2条1項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、委託者）による受益権の募集が、投信法2条8項に規定する公募により行われ、かつ主として国内において行われるものとして政令で定めるもの（法令14の3 国内募集の受益証券の発行価額が全体の発行価額の100分の50を超えるもの）（法2二十九〇(2)）。

2 課税の原則

集団投資信託において述べたように、信託財産に属する資産・負債、信託財産に係る収益・費用は、受益者等に帰属するとみなす（受益者段階発生時課税）のが原則であるが、国内公募投資信託はこの原則の例外とされる（受益者段階受領時課税：法12①但書、所法13①但書）。また、国内公募投資信託の信託財産に係る収益・費用は信託銀行の収益・費用に当たらない（法12③）。

すなわち、国内公募投資信託の信託財産に収益が帰属する段階では、収益に対しては課税されない。

3 日本の法人投資家に対する課税

証券投資信託等に準ずる。

⑤ 特定受益証券発行信託

1 定 義

特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託（新信託法185③）のうち、以下に掲げる要件の全てに該当するものをいう（合同運用信託及び法人課税される事業信託を除く）（法2二十九八）。

① 承認受託者であること

② 利益留保割合（各計算期間終了の時ににおける未分配利益の額として計算した金額のその時における元本の総額に対する割合）の定め（1,000分の25（法令14の4⑩）の割合を超えない旨の信託行為における定め）があること

③ 利益留保割合の定めを超えないこと

④ 計算期間が1年を超えないこと

⑤ 目的信託（受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る）が存しない信託）に該当したことがないこと

2 課税の原則

集団投資信託において述べたように、信託財産に属する資産・負債、信託財産に係る収益・費用は、受益者等に帰属するとみなす（受益者段階発生時課税）のが原則であるが、特定受益証券発行信託はこの原則の例外とされる（受益者段階受領時課税：法12①但書、所法13①但書）。また、特定受益証券発行信託の信託財産に係る収益・費用は信託銀行の収益・費用に当たらない（法12③）。

すなわち、特定受益証券発行信託の信託財産に収益が帰属する段階では、収益に対しては課税されない。

3 日本の法人投資家に対する課税

① 期中収益分配

所得税20%の税率にて源泉徴収が行われ、法人の課税所得の計算上、原則として益金に算入される。受取配当等の益金不算入の規定の適用はない。

源泉された所得税は、元本所有期間対応部分については所得税額控除の適用がある。

② 譲 渡

譲渡に伴う損益は、法人税法上、益金及び損金に算入される。

③ 償 還

償還により支払いを受ける金額から元本相当額を差し引いた残額は、期中収益分配金と同様の課税を受ける。

償還により支払いを受ける金額のうち、

受益証券に係る元本相当額と取得原価との差額は法人税法上、益金及び損金に算入される。

⑥ 特定投資信託

1 定義

法人税法上、集団投資信託として取り扱われる投資信託以外の投資信託を「特定投資信託」という。なお、集団投資信託として取り扱われる投資信託とは、①投信法2条4項に規定する証券投資信託、②国内公募投資信託（その投資信託の受益証券の発行に係る募集が、投信法2②に規定する公募により行われ、かつ、主として国内（発行価額の総額に占める国内募集の発行価額の割合が50%を超えるもの）において行われるもの（①に該当する証券投資信託を除く））をいう。

特定投資信託を機能の観点からみると資産運用型信託に該当し、具体的には、委託者非指図型の証券投資信託と外国公募型投資信託及び国内私募型投資信託が該当する。

2 税法上の課税の原則

法人税法上、投信法2条4項に規定する投資信託のうち、集団投資信託（証券投資信託及び国内公募投資信託）に該当しないもの（以下「特定投資信託」）は、法人課税投資信託として取り扱われ、特定投資信託の各事業年度の所得については、受託者に対して法人税が課税される。

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債ならびに信託財産に帰せられる収益及び費用）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債ならびに信託財産に帰せられない収益及び費用）毎に、それぞれ別のものとみなして、法人税が課される。

すなわち、特定投資信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については受託者に対して法人税が課されるものの、他の法人課税信

託及び受託者自身の所得に係る（法人課税信託以外の）収益及び費用と通算して申告すべきものではない。

3 日本の法人投資家に対する課税

特定投資信託は法人課税信託に該当するため、投資家は株主として、受益権が株式として取り扱われる。したがって、信託収益の分配及び受益権の譲渡は株式の配当及び株式の譲渡として取り扱われることになる。

投資家の課税関係は、法人課税信託の投資家の課税関係と同様であるが、特定投資信託は信託配当の損金算入が信託の所得計算上認められていることから、信託の収益の分配について受取配当等の益金不算入の適用はない。

(注)

- (1) 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条に規定されている信託会社等。
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第3条に規定されている資産。①有価証券、②デリバティブ取引に係る権利、③不動産、④不動産の賃借権、⑤地上権、⑥約束手形、⑦金銭債権、⑧匿名組合出資持分

(了)

【執筆者紹介】

橋上 徹 (はしがみ とおる)

新日本監査法人 金融パートナー 公認会計士

一橋大学卒業。

大手監査法人マネージャー、大手金融機関の主計部・調査部を経て2001年新日本監査法人入所。ASBJ 特別目的会社専門委員・保険WG委員、日本公認会計士協会 連結範囲検討専門委員会、税務委員会委員。

【主要著書】

- ・『金融機関の内部統制』（きんざい）〔共著〕
- ・『非公開会社の法務と税務』（第一法規）〔共著〕
- ・『新信託法の基礎と運用』（日本評論社）〔共著〕

特集 I 04

決算に備えて 自社資産を正確に評価する

外貨建資産・取引の会計処理と税務処理

公認会計士 成田 智弘

はじめに

わが国の外貨建取引等の会計処理については、企業会計審議会が平成11年10月22日に公表した外貨建取引等会計処理基準（以下、「外貨建基準」という）及び同注解（以下「外貨建基準注解」という）に従って処理される。外貨建基準では、外貨建取引等の換算について「取引発生時の処理」、「決算時の処理」、「決済時の処理」に区分して処理を示している。また、在外支店、在外子会社の換算方法についても示している。

外貨建取引等の詳細な会計処理等について

は、日本公認会計士協会が公表している会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下、「外貨建実務指針」という）において示されている。

さらに、税務上の取扱については、法人税法及び法人税法施行令の他、法人税法基本通達第13章の2において詳細に規定されている。本稿では、外貨建基準に従った外貨建取引等の換算と税務上の取扱いの基本について説明したい。なお、簡便な記述のため、外貨建基準等の原文も参照願いたい。

1 外貨建取引とは

外貨建取引とは、「売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引」（外貨建基準注解注1）とされている。すなわち、経理処理すべき取引等の金額が外貨（ドル、ポンド等の外国通貨）で示されている取引が外貨建取引である。ただし、取引や債権債務の額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払額が本邦通貨（円）で決まっている

ときには、当該円で取引を記録すればよく、記帳のために外貨を円貨に換算する問題は生じない。

逆に、取引等が円貨で示されている場合であっても為替差損益を負担する等により、実質的に取引価額が外国通貨で表示されている取引と同等とみなされるものは外貨建取引に該当することには注意が必要である。

2 為替相場

為替相場には、契約から受渡までの期間に応じて、直物相場と先物相場、銀行間で行わ

れるのか銀行と顧客の間で行われる取引かに応じて、銀行間為替相場と対顧客為替相場、